

第四十回国会
衆議院
農林水産委員会
議 録
第二十八号

昭和三十七年四月十日(火曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事小山 長規君 理事山口長治郎君

理事山中 貞則君 理事足鹿 覺君

理事石田 宥全君 理事片島 港君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

大野 市郎君 金子 岩三君

亀岡 高夫君 飯谷 忠男君

草野 一郎平君 倉成 正君

小枝 一雄君 坂田 英一君

田邊 國男君 網島 正興君

内藤 隆君 福永 一臣君

藤田 義光君 本名 武君

松浦 東介君 米山 恒治君

角屋堅次郎君 栗林 三郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

檜崎弥之助君 安井 吉典君

山田 長司君 湯山 勇君

稻富 稔人君

出席國務大臣

農林大臣 河野 一郎君

出席政府委員

農林政務次官 中馬 辰猪君

農林事務官 庄野五一郎君

(農地局長) 齋藤 誠君

農林事務官 齋藤 誠君

(振興局長) 齋藤 誠君

委員外の出席者

農林事務官 富谷 彰介君

(農地局参事官) 富谷 彰介君

農林事務官 増田 盛君

(農林水産技術
會議事務局局長)

第一類第八号

四月五日

委員玉置一徳君辞任につき、その補

欠として伊藤卯四郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員伊藤卯四郎君辞任につき、その

補欠として玉置一徳君が議長の指名

で委員に選任された。

同月十日

委員芳賀賀君辞任につき、その補欠

として栗林三郎君が議長の指名で委

員に選任された。

四月七日

漁業基本法案(角屋堅次郎君外十一

名提出、衆法第三六号)

同月九日

農業協同組合合併助成法による援助

措置のそ及適用に関する請願(坂田

英一君紹介)(第三六九七号)

食糧管理法の改正及び農業基本法関

連法案制定等反対に関する請願外一

件(石山權作君紹介)(第三六九八

号)

同(戸叶里子君紹介)(第三七六七

号)

同(山崎始男君紹介)(第三九六八

号)

農林漁民の生活向上のための農政推

進に関する請願(下平正一君紹介)

(第三九九九号)

同(武藤山治君紹介)(第三七〇〇

号)

同(三宅正一君紹介)(第三八〇三

号)

第一類第八号

同(栗林三郎君紹介)(第三八五七

号)

同(田中織之進君紹介)(第三八五八

号)

食糧管理法の改正等反対に関する請

願(猪俣浩三君紹介)(第三七〇一

号)

同外三十四件(武藤山治君紹介)(第

三七〇二号)

同外五件(八木一男君紹介)(第三七

〇三三三)

同外千八百八十三件(高田富之君紹介)

(第三八〇五号)

同外二件(広瀬秀吉君紹介)(第三八

〇六号)

同外四件(佐野憲治君紹介)(第四〇

二六号)

同外二百二件(武藤山治君紹介)(第

四〇七一七号)

現行食糧管理法の維持継続に関する

請願(河野正君紹介)(第三七六五

号)

同(戸叶里子君紹介)(第三七六六

号)

同外十四件(寺島隆太郎君紹介)(第

三八九九号)

農業災害補償制度の改善に関する請

願(丹羽喬四郎君外一名紹介)(第三

七六八号)

果樹(バナナ)農業振興に関する請願

(湯山勇君紹介)(第三八〇四号)

外資及び技術導入による豊年リバ

社のマーガリン等生産反対に関する

請願外三件(松浦東介君紹介)(第三

八五九号)

同外四件(安倍晋太郎君紹介)(第三

九六五号)

農業用地内の排水施設維持管理費負

担の合理化等に関する請願(小枝一

雄君紹介)(第三八九八号)

臨時肥料需給安定法等の廃止反対に

関する請願外十四件(寺島隆太郎君

紹介)(第三九〇〇号)

同外三十六件(藤原豊太郎君紹介)

(第三九六六号)

農業災害補償制度の抜本的改正に関

する請願外十四件(寺島隆太郎君紹

介)(第三九〇一七号)

同外四十件(藤原豊太郎君紹介)(第

三九六七号)

米国油そう船座礁によるのりの被害

補償に関する請願(寺島隆太郎君紹

介)(第四〇二七号)

北緯四十八度以南に及ぼす流網漁業

に対する国内規制措置に関する請願

(本名武君紹介)(第四〇二八号)

同(壽原正一君紹介)(第四〇七〇

号)

は本委員会に付託された。

四月六日

酪農の現状打開に関する陳情書(神

戸市生田区中山手通二丁目兵庫縣酪

農農業協同組合連合会会長理事森新之

助)(第六一九九号)

同(前橋市曲輪町乙六十九番地の一

群馬県酪農協会長森原登喜)(第六

四四五号)

公共用地のための農地取得に関する

陳情書(三田市長西藤五郎)(第六二

二二二号)

肉豚価格の安定に関する陳情書(山

形市七日町宇東前六百十番地の三山

形農農業協同組合中央会長大山不

太郎外四名)(第六四四号)

かんしよ(藤)栽培の保護助成に関す

る陳情書(鹿児島市山下町三十七番

地鹿児島県町村議会議長会長宮田

実)(第六四六号)

農業基本法関連法案の早期成立等に

関する陳情書(浦和市高砂町四丁目

四十九番地の一埼玉県町村議会議長

会長松井勝蔵)(第六四七号)

同(仙台市勾当台通り二十七番地宮

城県町村議会議長会長小野寺昌徳)

(第六四八号)

同(東京都千代田区有楽町一丁目七

番地全国農業会議所会長堀本宜実)

(第六四九号)

農業協同組合合併助成法による援助

措置のそ及適用に関する陳情書(島

根県知事田部長右衛門)(第六四八

号)

同(静岡県知事斎藤寿夫)(第六四九

号)

団体営土地改良事業に対する国庫補

助に関する陳情書(東京都議會議長

建部順外九名)(第六六七号)

畜産物の価格安定に関する陳情書

(東京都千代田区有楽町一丁目七番

地全国農業会議所会長堀本宜実)(第

六七〇号)

農地法の一部を改正する法律案の成

立促進等に関する陳情書(東京都千

代田区有楽町一丁目七番地全国農業

會議所会長堀本宜実)(第六七一七

を含めまして大体百三十時間程度利用しておるわけでございますから、稼働時間数から見ると、運搬時間が入つておるといふ面においてはまだ若干利用率の十分な点もありませんけれども、ある程度は入つておるのではなからうか。しかしこれを稼働効率という面から見ますと、今持っております農作業の部分が単純に耕耘だけに利用されておる、あるいは運搬の割合が三割ないし四割を占めておるといふような面がございますので、従つて稼働の効率から見ますと、まだまだこれを管理作業の面にも利用して参るといふことが必要になつて参るわけでございます。また利用の規模から申しますと、大体三町歩程度が、小型の耕耘機でございますと必要な面積ではないだらうかということが測定されるわけでございますが、そうなりますと、現在の利用状況から見ますと、まだそこまでは入っていないのではなからうか、かように考えております。

○榑崎委員 そこで現実には機械導入が非常に進んでおるのは、昨年の近代化資金のときにも御質問しましたように、一番人口の移動の激しい中農です、ね、三反から一町五反ぐらいのところが一歩導入が激しい。しかも農家所得が悪いわけですね。そういう点から考えると、確かに機械化貧乏ということが言われるのじやなからうか。今局長が御説明になりました時間——牛馬を使った場合と比較して時間をはじき出されておりますね。それは、私は機械そのものの経済性から割り出した、その採算のとれる使用時間とすいぶんギャップがあると思うのです。たと

えは耕耘機の場合は、大体採算のとれる使用範囲というものは八十日前後といわれておるわけですね。そうしますと、今の局長の牛馬と比較したあれから言つて、これは一日三反耕耘したとしても、時間はたしか四時間ぐらいの計算になつておると思ひますから、そうすると七、八日で済んでしまふんじゃないですか、あとは遊ぶという事になるのではないのでしょうか。そういう点から考えると、稼働率というものは二〇%ないし三十%ということになり、あと遊んでおる。それを私は過剰投資の現状であらうと思ひます。牛馬と比較して時間を出されたんでは、ほんとの機械化の経済性、効率というものは出てこない。機械そのものから見た場合——あなたは牛馬と比較しておる。従つて機械そのものの効率から言つて、非常に過剰投資というものが現実に行なれておる。この過剰投資、機械化資金の現状に対して、一体これをどのように打開されるか、問題ははっきりしておると思ひますので、大臣のお考えをお聞かせしたいと思います。

○河野国務大臣 私は、今日の農業の経営が、偏在という言葉が当たるかどうかわかりませんが、勢力が偏在するといふところに一つの大きな原因があると思ひます。なるべくこれを年間に通じて、普遍的に、経営の合理化といひますか、機械化して行く必要がある。ただいまお話しした機械にいたしまして、これを水田の場合にとつて考えますと、それから単作地帯において考えますと、かといふようなことであります。利用度が非常に少ない。その利用度の少ないところへ、どういふふうな作付もしくは経営の組み

合わせをして参るかということによつて利用度を高めていくということが、とりもなおさず構造の改善になつていくものかと思ひます。従つて今ここに提案いたしておりますように、機械そのものの改良もしくは検査、さらにこれが経営について、どういふふうな指導して参るかという面に今後十分注意して、大いに奨励して参らなければならぬ点があるのだから、こう考えておるわけでありまして。

○榑崎委員 そこで私も言ひますと、たとえ七日間で終わつてしまふとしますと、結局、機械そのものの採算性からいって八十日とするならば、そこに十軒ぐらいが合同で使つて、初めてその機械そのものの経済性が発揮される。そうしますと、やはり土地問題と同時に配慮をしなければ、ほんとうの機械化推進、導入の普及化といふことは考えられぬじゃないか。そこで一番最初の質問になつてきますが、現実に行なわれんとしておる農業改善事業の内容は、この機械化促進法三条の構造改善配置義務と非常にかけるわけなんですけれども、その点、大臣どうですか。

○河野国務大臣 私も、これまでたびたび申し上げましたように、共同経営は決して排除いたしておりません。共同経営がうまく地方の方々の合意によつて成り立ちます場合には、けつこうでございまして。しかしまた、そうでなければならぬという規定、考え方を持つ必要もない。それは協業であつても、むしろけつこうである。もしくは協業までいかななくても、その経営規模を拡大することが可能であれば、拡大

することももちろんけつこうであります。さらにそうでない場合におきましても、今申し上げましたように、経営面積が少なくとも、そこに集約的なものを取り入れていくということでありまして、これを利用する利用度も高まつてくるだらう、こういふふうな考えられますので——実際今日の農村の実情を考えてみますと、耕耘機を耕耘だけに使つておる場合は少ない。ことに簡単なものに至つては、これを運搬に使つておる場合が多いといふふうには、私は実情を見ております。これらの利用度につきましては、今後指導の上においてあやまちなく必要がある。また利用の面におきまして、小さいものを各戸で持つよりも、なるべく共同で大きなものに変えていく方が能率がさらに上がるわけでございます。それから、機械の利用等につきましても、今後研究指導の面においてあやまちなくいきたいと考えておるわけでありまして。

○榑崎委員 そこで機械化資金と関連をいたしまして、第四条に融資の規定があるわけですね。この内容は近代化資金が中心であると思ひますが、昨年の近代化資金の審議の際にも、利子が非常に高過ぎる、大臣は、五分以下に努力してやるべきだといふ附帯決議にも、努力するといふ考えでございまして、今度は一分だけ加えられるようになったのですけれども、それでもなお私は非常に足りないと思ひますが、その点お考えをお聞かせしたいと思います。

○河野国務大臣 私もその通りに考えます。そのためには現在の農村金融の実情を根本から一ぺん考え直さなければ、これ以上金利を下げることはなかなかむずかしいという立場に立ち至つておるわけでございます。できるだけ努力いたしまして、来たるべき際には何とか農村金融そのものを全面的に一つ考え直して、そして農村金利の引き下げに努力いたしたい、かように考えます。

○榑崎委員 この融資の点も、今後これと、機械化促進をされる途上において密着して考えていっていただきたいと思ひます。

それから機械化研究所でございますが、この前お伺いしました範圍においては、どうも資金關係が十分確信のある資金關係でないような印象を受けたわけですね。そこで、やがてこの研究所は独立採算制をとるようになるであらうと思ひますが、大体いつごろの時期から独立採算制に入るのか。特に民間からの出資の点は大臣自身もいろいろ交渉されておるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○河野国務大臣 各方面の御協力を得まして大体の了解を得ておりますので、既定方針通り発足してやつて参りたいと思ひます。

○榑崎委員 三十七年度は二億円を予定されておるようですが、大体どういふところがおもなところか、おもなところだけでも……。

○河野国務大臣 農業団体その他、農機具に關係のあるものから出資をしてもらふつもりであります。

○榑崎委員 それから研究所の人事でございまして、民間からも入つてこられると思ひます。そういう人事の構想はすでにでき上つておるのです。うか。

○河野国務大臣 人事のことでございますから慎重を期さなければならぬと思ひますが、私自身は、最も適切な人を得ます場合にこの研究所は生きていくというふうな考えておられます、その適当な人ならば官民各方面の御信頼を得て、御納得もいくであらうという人物を是非そかに考えておられるわけでございます、今この席で申し上げますことは多少不謹慎でございますからお許しを得たいと思ひますが、別の機会なら申し上げてけっこうでございます。

○植崎委員 人事の問題は開発公団の場合もいろいろ問題があるようですから、特に慎重を期していただきたいと思ひます。なお、この研究所に民間の出資が入るといふことは研究所自身の性格から考えて、いろいろ検査なんかも行なうわけですから、そういう点で公平を欠く、あるいは民間のそういう大きな出資をしたところの発言権が増すのではなからうかという不安が一応あるわけでございますが、そういう点について、大臣の運営についての御配慮をお伺いしたい。

○河野国務大臣 ただいま申し上げましたように、具体的にその人を申し上げることができかねますので御了解を得にくいと思ひますけれども、その点は十分配慮いたしまして、この人ならば今御心配のありましたようなことは絶対なしに、官民各方面が御納得いくと私は確信をいたしております人を予定しております。従つてそういう点については私も確信を持って御了解を得てやることのできると思つております。

○植崎委員 なお、先ほど申しました、今後二、三年後には独立採算制をとつていかれると思ひますが、その際の資金計画ができておりますので、あとで時間があればまた局長にもお伺いしたいと思ひますけれども、非常に安易な資金の組み立て方のようにわれわれは受け取るわけです。これは時間がありまして、あとでさらに質問をいたさなければならぬと思ひます。

次に、これは特に最高責任者としての農林大臣のお考えをお伺いしたいのですが、職員が研究所にかかります。どのくらい入ってくるか、この前局長からお伺いしたけれども、こまかいところでございまして、職員にとつては非常に重大な問題であります。それは年金の關係が切れるのではなからうかという心配を非常にしておりますから、この点は一つ最高責任者の大臣からお答えをいただきたいと思ひます。年金がどうなるのかという問題。それから希望配転になるのか、強制配転になるのか、それが第二点。第三点は、これも小さいようでございまして、農林省関係から入ってくる人との給与のアンバランスができるのではなからうかという不安もあります。この三点、大臣から一つ責任のある御答弁を伺つておきたい。

○河野国務大臣 現に西ヶ原で行なつておりますその事業を分けて、鴻巣においてやつておりますものを分けてやるわけでありまして、これに主体を置くつもりであります。ただ政府自身が西ヶ原でやつておられますは、十分に運用が簡素化しにくい、また十分そういうものが扱いにくい点がありますか

ら、これを分けた方がすべての点においてうまくいくというふうな意味合いから分けることにいたしましたのであります。そこで年金はむろん政令をもって継続するということにいたすつもりでございます。それから希望者をそれに充てることにして、決して強制的には考へておりません。おそろしく今日まで試験研究に従事されていらつしやうた諸君は行つていただけるものと考へております。それから民間から人を取り入れて主体性を持たせたいという考へは持つておりません。持つておりませんから俸給上非常にアンバランスの人を連れてきてどうするということは考へておりません。

なお一点つけ加えておきたいと思ひますが、それは、独立採算制の語でございますが、それは希望して十分勉強していただきた。多数の委託試験、委託検査等があるのを期待いたして、そういう考へを持つておりますけれども、万が一そういうことがございませぬ場合、この仕事は非常に重要な仕事でありますから、政府といたしまして別途そのときは考へております。財政上の不安等は絶対にないよう安心してこの方面に従事していただけるというふうに配意してやつて参りたいと思ひます。

○足鹿委員 関連して、大臣だけに一、二お尋ねをしておきたいと思ひますが、農業機械化審議会の構成と運営についてであります。現在の構成と運営を見ますと、審議会の会長が河野一郎農林大臣であり、その会長が農林大臣に答申をする、こういう格好になつておるのですが、他にも類例のないことではないと存じますけれども、

少なくともこういう形は、大臣がいかに御努力になつてしましてもおのの限界もあるし、特に農業機械化等は、今後日本農業の近代化への脱皮の途上においてきつて重要な問題を審議するわけでありまして、これとあわせて御考慮願ひたい点は、いろいろな委員が名を連ねておられますが、公務員の数があまりにも多過ぎはしないか、大蔵省主計局長以下十一名入つておられる。別にそれが入られて悪いというわけではございませんが、もう少し民間あるいは農業の体験を持つ人々の代表とか、構成についてはもう少し検討されなければならぬではないか、これは別に利害關係を伴う審議会ではありませぬから、十分にその機能を發揮せしめる必要がありはしないかと思ひます。構成の点はこの点について伺ひたい。

なお、その運営の点であります。現在によりまして、機械の検査等が中心になつておるようであります。しかし先日米の審議の経過を見まして、指摘をされ、また参考人の意見聴取においても明らかになりましたように、今わが国の農村に振興しつつある部分的な、思ひつきの、個々の農家がばらばらに省力農法をするというだけで、機械を入れるということではなしに、耕耘、まきつけ、管理、収穫、そして調製、こういった一連の体系的な機械化が望まれておるのであり、そのためにこそまたいろいろ施策も講じられんとしつとあるのだらうと思ひます。そういう意味において、もっと審議会の内容は、私が今指摘したような問題を中心に運営をされなければならぬと思ひます。ただ

単に機械の検査に終始するといふわけでもありませんが、もっと積極的に本格的にこの問題と取り組むような運営、またそれにふさわしいような構成員ということが関連して必要と思われまが、この点について大臣のしかとした御見解を承つておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 御指摘になりました点、ごもっともと思ひます。御趣旨に沿ひまして善処いたしたいと思ひます。

○足鹿委員 御善処になるそうでありまが、ぜひ期待を裏切らないように御努力をお願いしたいと思います。

それから、この問題とは直接關係はないようでありまが、一歩進んだ農業機械化の一環として、三十七年度に社団法人農林水産航空協会の構想があり、予算も計上されて、すでに協会は発足したと伝えられております。これは河野大臣の御構想のようでありまが、それによりまして、ヘリコプターの移動に対する補助を与えたり、あるいは調査研究に、あるいは教育普及等に補助を与えるというようなことを中心にこの協会が運営をされ、そうして効率的なヘリコプターの利用を進めていくというようでありまして、そのこと自体には私あえて異論を差しはさむものではないのであります。現在はいろいろなステーション構想があるのでありまが。たとえば、植物防疫関係による防除センター、あるいは都道府県が持つておるところのトラクターステーション、あるいはその他民間間でやつております畜産のセンター、あるいは進んで新潟県の直江津方面

でやつております。ライス・センターというふうに、一連の農業関係についてはセンターの構想が進んでおるのであります。こういふものとやはり将来はよく事業分野を調整して、そうして効率的に総合的に運営が進められなければならない、かように私も考えておるのであります。ともかく現在の植物防疫法による防除センターとの関係というものがきわめて不明確になつておるようになっています。この点についてはいかように考えて今後構想を進めていかれる御所存であります。

なお、農林水産航空協会の構成を見ますと、会長に三田村武夫氏、常務理事に鶴川益夫氏を充て、あとに、全日本空輸、あるいは朝日ヘリコプター、富士航空、三ツ矢航空、中日本航空、日東航空、西日本空輸というようないくつかの航空関係の航空会社、それから農薬工業会とかあるいは共済協会とかあるいは農協、全農連、農薬商業協同組合あるいは川崎航空、植物防疫全国協議会、日本ヘリコプター株式会社、日本植物防疫協会というふうな理事、監事のメンバーがなつておるのであります。私は別にいやみを言うわけではございませんけれども、最近いろいろな事業団の発足にあつて、いわゆるこの三田村さんにいたしましては会長に就任をされる、あるいは全く、私どもの常識なり知識ではそれに専門的な見識なり経験を持つておられるかといふことがわからない人々が、次々と事業団の、あるいはそれに類する政府関係機関等の責任者に選ばれていることであつて、その人がいか

うな見識を持ち、御構想を持つておるかといふことについて私も直接聞いたわけではございませんから、それとやかやく言ひわけではございませんが、何かそこにつきりしたという感じを受けないような印象を受けるのであります。この点についてどういふ基準、という、これは会長なり理事長の選任基準といふことはむづかしいでしょうが、どういふ点からこういふ人選なり人事が行なわれますのか。少なくとも私もこれはこういふ農林水産航空協会というふうな固期的な団体の会長、またはその責任者たる人には、やはり斯界における権威者といふような人々をもつてするのが何人も納得をし、かつ信頼できる人事ではなからうか、そういうふうな思ひのであります。大臣が独自の見解を持つておられるならば、その御所見を承りたいと思つておるのではありません。この点もあわせてこの際御所信のほどを承つておきたいと思つておる。○河野国務大臣 このヘリコプター協会は、ヘリコプターの利用度が非常に今年は高まるであらう、従来のように各会社がいざばらでやつたのでは経費も高つてきますし、また適宜に必要なヘリコプターを得ることが困難だろつといふ見通しのもとに、ヘリコプター会社の代表者にお集りいただきまして、そうしてこれらの融合もしくは連絡を緊密にするように私はお話を申し上げました。そうしてその連絡機関をお作りになることが適当ではなからうかといふふうなことを申し上げましたところ、これらの各民間会社の諸君が一致して連絡機関を作つて協力するといふことに話し合ひができました。ここまでは私があつせん申し上げたこと

でございます。それから先は一にこれらの民間会社の諸君が御相談なさいます、そうしてこの機関を作つて協力しようといふことになつたのでございませう。これは決して何も政府が作った団体でもなければ、政府がこうしろ、あしろといったものでもない。これは民間の意欲の盛り上がりからこの機関になつたのでございませう。創立の最初の経緯はその通りでございます。そこで役員の人選といふことになりました。ところが、それぞれの会社が互いにその役員をどうするかするで相当にもめしました。私はその間しばらくあまり意見を聞いておりませんでした。最終的には農林大臣に一任するからだれか推薦してくれといふことになつて参りましたので、そこで私は今言つて参りました三田村君と鶴川君を御推薦申し上げたといふことがその経緯でございます。そこで最後に、かつて代議士をやつておつた人がこういふものになるのはどうだろつといふお話もありました。私はこの機会に明確にしておきたいと思つておることは、かつて代議士をおやりになつて国策に参画をし、あらゆる面で勉強しておられた人を第一次的に選挙の基準にあげべきである。そうしてお役人であられた人よりも、むしろ議院に参画を持つておられた人で適格者があるならば、こういふ人を御推薦申し上げることがいいのじやないか、こう私は考えております。そういう意味で道路公団の総裁にも私は松田竹千代君を推薦いたしました。これは党派を越えて、社会党といわずわが党といわず、長年議院に参画を持ち、そうして国策に参画し、十分各般の勉強

をされた方で、たまたまそういうふうな今休んでおられる人がありましたが、これはそういう機会にその道から御協力を願ふといふことが適當ではないかと私は考えております。御無礼な申し上げ方かもしれませんが、お互いにひが目で見るとかなんとかいふことではなしに、そういうふうな立場にあられる人でこういふ方面から協力を願ふ人がありでたらば、私は十分一御協力願ひたい。たとえは社会党の方で……（適任者がいないか）と呼ぶ者あり）いや、適任者がなくはない。適任者はあります。たとえは新潟県の知事選挙にお出になつて今避んでいらつしやる方も私は非常に適任者だと思つて。従つてこういふ人はすみやかに御推薦申し上げるべきだと考えております。現に私は御相談に乗つておるわけでございます。御相談に乗つて今御相談中のわけでございます。私は役人よりも第一次的に考えるべきだと考えてやつておるわけでありませう。

○足鹿委員 大臣がそういう御所見を持つておられれば、御所見として承るわけでありませうが、少なくとも国庫の助成を一千二百二十五万円支出をする、これは少なからざる経費だと思つて。従来この種の公団あるいは公社あるいは協会といったようなものの運営を見ておりますと、たとえば農業開発機械公団にいたしまして、月収二十二万円もとつて、そして六年間勤務をした人が一千二十五万円の退職金をとつて、そしてまた次の公団に再就職をする、しかもその基準は月俸の百分の六十五といふような高率な退職金をとつて次から次へと転々とする、こういうような運営は、民間の会社あるいは政府の役人あるいはその他の事例を見てもおそろしく類例を見ない事例ではないかと思つておる。あとでこの関連法案として詳細に質疑をいたしたいと思つておる。農林水産航空協会の役員の人選、今私が指摘したような理事長の面だけを見ても明らかであります。ほかにまだ理事諸公あるいは顧問あるいは顧問といふようなものに莫大な報酬を出し、退職金を出している。結果においては一億五千万も赤字の出た団体を運営して、本来ならば罷免ものであります。その責任を痛感して謝罪しなければならぬ立場の人が、一千万円以上の退職金をとつて、また政府機関の他の公団に就職をする、こういうことは国民は納得しないのであります。この農林水産航空協会を見まして、役員報酬等についてはきわめてわずかなものが計上されておりますから、私は同一に解釈しようとするものではありませうが、他にそのような事例があるのであります。しかもいふゆゑこの種のものの総裁は、政治性を中心にしていくべきか、あるいは科学的なその道の専門的な経験と学識を持つて人を選考基準にしていくべきか、という点について私は大臣と所見を異にするものであります。国会議員も互助年金制等もありまして、とにかく最小限の生活を維持していくことは可能な段階にきております。そういうときに、私は三田村さん個人をとにかく言つておるわけではありませう、今後提出するであろうこの種のものに対して、そのときの大臣の考え方によつて任命をされまして、あるいはその示唆によつて就任をされまして、また次の大臣人事が

わるといふ場合には、やはりそこに純粋性の点についても若干問題が出てきわらないかというのを案ずるのであります。こういうことはやはり長きにわたって何人が見ても納得がいくような人事であつてほしい、私どもはそういうふうに考えているのであります。そういう点からこの問題が出ましたので、一応私はその選考の基準というよりなものについては、将来どの農林大臣が就任されました、なるほどこういう人事は好ましいし、あつてしかるべきだ。今後の日本農業の近代化、しかも総合的な機械化の一環として出発するこの協会でありますから、十分そういう点については将来にわたつても継続し得るような、納得し得るような人事をしかれ、そして他の公団等についても、大臣は御存じないかは知りませんが、いさくも批判を受けるような人事でないように十分御善処あつてしかるべきではないか、かように考へておるわけでありますが、あえてこの点については御答弁を求めませんけれども、少なくとも私はそう一方的な意見を申し上げておるのではない。客観的な立場に立ち、世論の声を私どもは申し上げておるのであります。十分一つ御検討をお願いしたいと思います。

閣下でありますから、いま一点だけ申し上げます、農林大臣は常に技術革新といふことをおっしゃる、そして技術農業といふことをおっしゃる。一体、大臣の言われる技術革新とはどういふ意味の内容のものであるか。たとえば現在改良普及員制度がしかれております。これが農業技術を農家に普及、指導していく一つの実践機構になつておることは御存じの通りであります。その待遇の改善と相俟つて、素質の向上対策といふことが叫ばれております。ところが、新しい農業機械化の問題等については、必ずしもその資質がそれにびたり合うような人々がおるかどうか、また持つておつてもそれを再教育を必要としておるのではないか、こういう点が指摘されておるのであります。一方また農協には、全国農協の過半数に及んで営農指導員の制度がしかれて、着々進んでおるのであります。これと改良普及員との関係、また技術研究機関としては農業技術会としましては、部門別に果樹は果樹、林業は林業、水産は水産、畜産は畜産、そして農業は農業といふふうに専門化をしておる都道府県もあれば、総合的な試験研究機関を設けて進んでおる都道府県もある。これは都道府県の自主性なりその知事の判断によつてしかるべきものではあります。少なくとも農業技術会といふものが政府機関として成立をし、相当の年月を経ておりますけれども、その活躍なりその内容といふものについてはあまりよく知られておらない。この機会に、大臣の目ころ唱えられる技術革新の具体的な構想の内容として、改良普及員の、たとえば農業機械化に対するところの素質の向上、再教育の問題、また改良普及員一般のあり方の問題、農協の営農指導員との関係、農業技術会議と地方における試験研究機関との関係、またこれには営農類型といふものがその裏づけにならねばなりません。ところが営農類型としてははつきりしたものは二、三しかと

どまつておりません。全国的に見ますと、一つの営農類型といふものは七つないし八つの形になることは、私ども承知しております。しかしそのみではなくして、都道府県には都道府県のまた中にある営農類型がそれぞれ違つてくると思ひます。そういう点について、農相の言われる技術革新、技術農業といふものはただお題目であつてはならぬ、こういうものは内容的な裏づけがあつてしかるべきだと私は思ふのであります。この点について大臣の言われる、技術革新、技術農業といふことを唱道される立場から、今私が指摘いたしました改良普及員対策、農協営農指導員対策、農業技術会議と試験研究機関との関係、これと営農類型との関係をどういふふうに把握しておられますか、また今後進めていくとしておられますか。関連質問でありますので、この点だけを重要な点でありますから大臣の御答弁をお願いいたします。ほかのこまかい問題は事務局にあつてお尋ねをしていきたいと思ひます。

○河野国務大臣 私、技術革新、技術によるところの農業構造改善といふことは、技術の根本を申しております。従つて現に農業技術、農業試験研究、これらの試験研究所におけるところの革新的な技術の飛躍を期待いたしております。そのこととしまして、いかにこれを指導員に普及させようと、普及する種本がないじゃないかと私は思ふ。今のようないふことは、今までやつてきたことをそのままやつておるというふうなことでは、いけるものじゃない。もう少し試験研究所で基本的に日本の農業はどうある、それぞれ

の農業経営をどうするかといふことを合理化する、革新する、飛躍するといふようなところに目下期待をいたしておりますのでございまして、この点に対する試験研究費は惜しまない、設備についても惜しまない。そこからまず基本が生まれます。その基本をいかにしてただいまお述べになりましたように、これを普及し、より進んでいふように普及していくか、営農指導員によつてどういふふうに営農の指導をするか、もうこれまでの営農指導員によつて営農の指導をするとか普及員によつて普及するとかいふような程度でなしに、もう一歩前進したものを期待し、そしてそれに資金の裏づけをして、総合的に構造改善をしていくというのではありません、新しい日本の農業といふものは生まれてこないだろ、この期待をいたすのであります。今現にやつておられますところの普及をどういふふうに普及したらよからう、営農をどういふふうに指導しようというふうな点につきましては、むろんそれをおろそかにするものではございせん、まだ十分でないものもありますから、それらの諸君に十分御勉強願ふ必要もありますけれども、そのオリジナルのところのものはどうあるかといふところに、私は大きく期待をしておるものでございまして。

○橋崎委員 最後に一点だけ伺ひをしておきますが、現在にかかつておられます公団法とも関連いたしますが、農地局、振興局あるいは畜産局、公団はもちろんであります。そのおのの局が持つておるわけですね。それから府県には府県で導入された機械の公社などがある。これらの機械の運営あるいは修理その他も含めてどうもばらばらで、一貫した総合的な施策がこれで行なわれたいのではないか、この一元化の問題について、あるいはその各局がセクションナリズムを持つてやつておるのではないか、この非常にばらばらな姿に対してどういふふうな一元化の考え方を関連をしてお考えになつておるか、これを最後にお伺ひしたいと思ひます。

○河野国務大臣 まず、ただいま御審議を願つておりますこの法律の一部改正によりまして、試験研究所を作りまして、そしてそこで優秀なる機械の指導、試験研究もしくは民間の機械の検定等行ないまして、指導すべき機械の体系を一応作りたい。次には農業機械のセンターを国において持ちます。従来農地局で持つておりました機械は他を出しまして、これで大きな機械はそこが国として持つようになり、各府県でそれぞれ希望のありますものは県のセンターを持つて、国と県、中央、地方を一元的に関連して、所要の充足に充てるということにしていきたい。ただいまお話しのように、これに対して各局ばらばらの指導がありやしないかというお話であります。そういうことのないように、むろん畜産は畜産、それぞれの面からいろいろの期待はございまして、中心になつて行なつて参るのは今申しましたような一応の類型としてやつて参りたいと思ひておるわけでありまして。

○野原委員長 角屋堅次郎君。○角屋委員 せっかく大臣御出席になりましたので、農業機械化促進法の一部改正について、重要な点を御尋ねたいと思ひます。ちやうど私、い

つも質問するときは、大臣他の業務で行かれる関係で、御協力申し上げなければならぬ時間があるという大してない。そういう点で、本日数点について質問を終了するという段階になかなかいかないだろうと思います。いずれ時間がありますれば、別途の機会に、またあすでも時間を設けていただければと思います。先ほど来柳君その他からお話もあり、また今日まで審議をして参ったわけですが、これからの日本農業発展のための農業機械化の問題というものは、非常に重要であります。過般参考人を招致していろいろ意見を聞いた場合にも、これからの日本農業を推進するための機械の規模という問題について、一体これは大型化に発展する方向でとらえたらいいのか、あるいはまた日本の立地条件その他から見て中型化の程度でいくのか、これが参考人との間でもだいぶ論争になったわけでありまして。これは今後農業機械化研究所等でも、いろいろ試験研究の過程ではつきりしていくことだろうと思ふのですけれども、大臣が今日技術農業の推進というものを、将来を見通して考えておられる立場から見て、日本の農業のいろいろな諸条件、こういう方向で大体農業機械の規模というものはいくべきじゃないのだからかというお考えがあれば、まずそれを最初にお伺いしたいと思います。

○河野国務大臣 これはよく専門家によって御検討願わなければ、私のようなものがにわかにならぬと、私より中程か、中程がよからうというのを申し上げるのには早計であらうと思ふます。ただし、その専門家の意見の前に、日本農業のあるべき方向というものがきまりまして、そしてそれが構造改善の上におきまして、どういうふうな必要性が機械に付加されるかということが先にきまるべきものではないかというふうに私は思ふますので、早急に構造改善のありべき姿、あわせてそれが所要とするところの農業機械というよりな方向に、研究が進められていくべきものじゃないかと思うのであります。

○角屋委員 これは過般参考人招致の場合も、農業機械の大型化傾向といふことで、大型化に進むとすれば、日本の農具の会社等の現状は、二百近く業種はあるのですけれども、しかし大半は中小企業なんです。トラクター等の大型のものになれば、これはやはり生産コスト等から見ると輸入に仰がなければならぬ、日本でやるといふ場合には、これは何か合併の特殊会社でも作つてやらざるを得ないだろう、こういう意見等も出ておりました。今後の農業機械化の方向が、日本の立地条件から見て中型化でいくのか、あるいは相当大規模なものでいくのかというところは、機械農業との関連の中では非常に重要な問題だし、また生産基盤の整備という点から見て、過般来土地改良等で団体営農をやる場合に土地整理の基準を従来二反歩区画というよりなことを言っておつたのを、新年度から三反歩区画くらいに拡大をいたしたい、こういうことを考えてみますと、将来どういう方向でいくのかという点によつて、再び三反歩さらに土地改良をやらなければならぬといふことも起こり得るわけですから、今直ちに大臣も仰せの通り結論をつけるといふのは早計でございまいしょうけれども、また今後農業基本法の指向する方向をどう

いうふうに持っていくかという指導方針によつても違つてくると思ふわけでありまして、これ以上申し上げることは避けたいと思ふます。

そこで、農業機械化を推進する場合に、今考えられておる農業機械化発展の過程では、農具の会社等の年次の生産計画というものを参りますと、やはり売らんかなの態勢で生産をどんどんやつていく、たとえば昭和三十七年度の農具の生産計画を見ましても、大体生産見込みが新年度約六百七十億というふうに推定をされておりますが、その中で耕種機については四十三万台を予定する、おそらくこの耕種機の四十三万台という生産計画は相当過剰化傾向になって、売らんかなの争奪戦が非常に激しくなるのではないかと。今後畜産の成長財との見合ひで、畜産機械の増産計画というものが、新年度計画では相当顕著に出ておるようですけれども、これは相当な生産面を指導するに農具の価格政策というふうな問題については、通産省との関係もあろうかと思ふますが、やはり十分農林省、通産省等で指導の適正化を期しないと、いたずらに農業経営と見合わない、過剰投資の傾向といふものを助長することになるのではないかと、そういう点はどういふふうに御指導なさるのですか。

○河野国務大臣 お説のように、その点は十分注意しなければならぬと思ふます。通産省と緊密な連絡をとりまして、肥料生産その他と同じようにいかなければならぬと考えております。

○角屋委員 従来から農業団体の関係では、農業機械化けつこうだけれども、農業機械化をやる場合におけるたとえば揮発油税にいたしましてもあるいは地方道路税の問題にいたしまして、こういう問題については、特に日本農業の実態から見ても、免税等の措置を講じてもらつて、農業経営におけるそういう面の負担を軽減してもらいたい、こういうふうな要望が強く従来から出て参つておつたわけですが、農林省の関係でも、現実にそういうガソリン税等の免税が今直ちに困難であるならば、それで徴収をしていく税額がおそらく二十数億に上がるであろう、そういうものに見合つて、そういうものを農民の方に還元する方途を考えたらどうかということから、御承知の通り農業機械化促進資金の創設というふうなことをいろいろ検討されたように承つておるわけでありまして、そういう機械化の進展に伴う諸税金、こういうものを減免の方向にないしはそういうものに見合ふ金を農村関係に還元しようという方途に対する今後のお考えを一つ承つておきたいと思ふわけですが。

○河野国務大臣 お話の点は私も同様に考えまして、第一は、むしろ安いガソリンといふことで、税の点を考え、いろいろ打ち合わせもいたしてみましたが、これは実行がなかなかむずかしい。それをやるのに設備、人件費等が非常に高かまつて、なかなか効果が上がりにくいという点で行き詰まりまして、第二の点についても実は相当に大蔵省と話し合ひ、もししくは建設当局とも話し合つてみましたが、今年度の予算の編成には間に合いません

で、まだ結論を得るに至つておりません。今後はまた引き続き一つ考えてみたいと考えております。

○角屋委員 農業機械化のための資金問題、こういうのは従来からも農業改良資金というふうなことで、農具の導入が推進をされてきたわけでありまして、最近、昭和三十四年以降の金額は、おおむね十六億前後といふことで、昭和三十一年以来三十五年まで六十七億が農業改良資金としてこれに充當されている。今後機械化の問題は、単に機械化だけを進めることは問題がありまして、諸般の総合的な政策の中で進めなければならぬと思ふますが、農業機械化の充當資金の今後の考え方というものはどういふふうなやつていくかというのか、その辺の御方針を一つ承りたい。

なおまた、農具の工場等の問題に対する融資という点で、昭和三十三年以来昭和三十六年までに約二十億の融資がなされてきたわけですが、これは農具の生産コストの問題あるいは農具の価格政策の問題、こういう問題にも関連するわけですが。そういうものに対する——この農具の工場の問題は単に農林省だけの問題じゃないわけですから、農林省の立場から見て、こういう問題に対する今後の考え方、直接的には生産農民の農具の導入という面における資金の面で、今後の需要の見通し、あるいはそれに対する充當の計画というものが、どういふお考えで進められるのかお伺いしたい。

○河野国務大臣 先ほどお答えいたしましたように、近代化資金を充當して農村の機械化を推進して参る、その際

に金利が高過ぎるという点もござい
ますが、それにつきましては先ほどお
答えいたしました通りに、今後農村金
融という面についてできるだけ改善を
して参りたいと思ひます。

○角屋委員 今度の農業機械化研究所
の問題については、過般来いろいろお
尋ねがあったわけですが、御承知の通
り民間の出資五億円を加えて、当面の
資金計画としては十六億五千万円、し
かも政府出資にいたしましても本年度
は二億円でありますが、研究基金とし
ては五百億までこれをあげ、さらに六億
五千万円については土地の購入あるい
は建物の建設あるいは設備、備品事業
費不足充当、こういうものを加えて、
現物出資的なものを加えて、政府の方
は十一億五千万円、それから民間の出
資が五億円、こういうことでは三年
くらいの間に体制を整備するといふこ
とですが、今後、先ほど足腰委員から
もお話がありましたように、日本にお
ける農業の一貫的な機械化体制を整備
するといふ点から見ますと、この農
業機械化研究所の受け持つべき役割と
いふものはきわめて重要になつてくる
と思ふわけですが、しかも、過般も申し
上げたのでありますけれども、民間の
農業機械の工場においても民間ベース
における試験研究といふものをして
おける。そういう民間におけるところの
試験研究といふものと、農業機械化研
究所で行なう試験研究といふものの相
互関連、あるいはこの種試験研究には
どうしてもやはり秘密主義的なものと、
いふものが当然伴つてくる。しかし技
術の進歩のためにはそういう秘密主義
のヴェールというものを、やはり生産
農民の立場から言へばそれを克服しな

がら、もちろん特許権とかいろいろな
問題もありましようけれども、そうい
う問題もやはり今後行政的な指導等も
十分やらなければならぬでしようし、
そういう各般の問題も含めて資金計画
の将来の態勢、それから試験研究所に
おけるところの試験研究といふものと
民間の機械工場における研究との相互
連絡調整、こういうふうな今後の指導
の面をどういふふうによられるか、御
方針を承つておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 私は、お話の通りに
この機関が非常に今後のわが農村の機
械化の上において重要であるといふよ
うな意味合いから、特に人事に留意を
いたして参りたい。この責任者には、
先ほど申し上げましたように各方面
の絶対信頼の厚い人であつて、しかも
その人がこの期待にこたへるに足るだ
けの業績の上を人々を充てること必
要であるといふような意味合いから、
あえて申し上げますれば、その適任者
を私は得ましたので、この構想を具現
するといふ気持に私はなりましたよう
なわけでありまして、この人にこの仕
事を担当してもらふならば、おそらく
私は、各方面の信頼にもこたへること
ができますし、業績も上げることがで
きるだらうと思つて御審議を願つてお
るというわけでございます。

○角屋委員 大臣の時間の関係があつ
て非常に中途半端な段階ですけれど
も、きょうはおめでたい会合があるそ
うですから、大臣に対してはこの程度
で一応保留をいたします。

先ほど角屋君もお伺ひしたのです
が、機械化研究所に行く職員等の給
与、あるいは身分上の問題に関連し
て、大臣でありますからえらい大まか

に答へられたわけですが、この点から
一つお伺ひをいたしたい。当面、農業
機械化研究所の方に行く農林省からの
職員の手定数、それから今後の身分問
題としては、御承知の年金問題が一つ
あります。また給与関係の問題があ
ります。一体機械化研究所に行く場合
は、大体一五〇〇〇の給与アップとい
ふ、お考へのように承つておるわけ
ですが、今後の全体的な長い目で見て、
国家公務員で行く場合に、機械化研究
所に入つていく場合のバランスをとる
ためには、少なくとも四割近くベー
ス・アップをしないと最終的なパラン
ス・シートがしきれないのではないか
といふ現地側の意見も出ておるよう
ですが、年金問題の取り扱い、あるい
は給与のベース・アップの問題、ある
いは諸手当等の問題も含めて、どうい
うふうに現在処理されようとしておる
のか、お考へを承つておきたいと思
ひます。

○齋藤(誠)政府委員 この研究所がで
きました場合に、農業試験場から移る
人、並びに従来研究に従事しておつた
人がこちらに移る予定をいたしてお
るわけでございます。これは先ほど大臣
から御答弁があった通りでございます
が、人員をいたしましては、さしあた
り三十七年度におきましては三十九名
を予定いたしております。試験場関
係が二十六名、検査関係が十三名を予
定いたしております。もちろんこれら
の諸君が研究所に行くか行かないかは
希望によつてきまるわけでございます
が、かりに研究所に移りました場合に
おける年金、手当等について、どのよ
うな取り扱いをするかといふことでご
ざいます。退職年金等の長期給付に

つきましては、研究所に転出した職員
が再び農林省に復帰する場合におきま
しては組合期間を当然通算する考へで
ございまして、これは国家公務員共済
組合法施行令の四十三条で、機関を指
定すれば当然通算ができるようになる
わけでございます。これは他の研究機
関も同様でございますが、われわれと
してはそういう指定をこの政令を改正
して行なうという予定でございます。
また退職手当につきましても、同様に
農林省に復帰する場合におきまして
は、在職期間が通算できますように措
置する考へ方でございます。これま
た国家公務員等の退職手当法施行令第
九条で機関を指定することができるよう
になるわけでございます。そういう
考へ方で処理いたしたいと予定いたし
ております。それから待遇の関係で
ございまして、研究所を作る一つの大き
な理由をいたしまして、農業機械関係
の技術者を現在になかなか国の機関で
採用しにくいという状態にあるわけ
でございます。そこでこの研究所を設け
まして人材の確保をはかりたいといふ
ことにあるわけでございます。そうい
う意味におきまして、他の同様同種の
研究機関もございまして、具体的な
実情に即してそのような基準も参考と
いたしましてきめて参りたい。この研
究所を設けたゆゑに人材確保にある
わけでありまして、御指摘のような
点もケース・バイ・ケースに沿つて検
討して参りたい。大体研究機関の通例
であります。現在の公務員の一五％
から二〇％くらいが平均して上がつて
おるといふ状況に相なつておるよう
に承知しております。今後具体的にそ
れを進めます場合におきましては、個々

の人につきまして検討いたして参りた
い、かように考へております。

○角屋委員 農業機械化研究所は、こ
の法案が処理をされる場合においては
十月一日から発足する予定である、こ
ういふことになつておる。その十月一
日から発足をしていく職員その他の関
係の経過措置的なものは具体的にどう
いうふうになつておりますか。

○齋藤(誠)政府委員 予算におきま
しては、また定員法の関係におきまし
ては、九月三十日までには農林予算につ
いて必要な経費を計上し、また定員もそ
のようになつておるわけござ
います。

○角屋委員 今度の農業機械化研究所
の関係で、定時検査については機械化
研究所、あるいは事業検査については
農林省、こういう関係で検査の問題を
やつていくといふことになつておる
わけでありまして、常時検査に今度切
りかへる、そこで問題は、従来の農機
具検査の実績というものが資料として出
ておるわけですから、この前参考
人をお呼んだときにも、検査に機械を出
してから圓場検査もやらなければなら
ぬ、あるいは室内の検査もやらなければ
ならぬから相当時間がかかる、實際
に今度機械化研究所等で型式検査の常
時検査をやる場合に、その検査の時間
短縮といふものが大体どの程度できる
といふふうな考へ方を持つておられる
のか、その辺のところを一つお伺ひし
たい。

○齋藤(誠)政府委員 現在におきま
しては定時検査をやつておられて、常
時検査という措置はとつておらないの
であります。従つて検査期間ばかりで
なしに、定時検査の関係上、ことし検

査を受けられなかったものは翌年まで一年待たなければならぬという意味の時間的な必要もあつたわけでございます。それは今回の改正案におきましては常時検査ということにいたして参りたい。それから具体的に今度は検査をやる場合における検査期間がどのようにに短縮されるかという点でございますが、従来の検査内容につきましてはなかなか審査等につきまして十分の施設、十分の人員がとれない関係もございまして、事実は二カ月半ないし三カ月くらい、検査を受けてから最終的に決定するまでには時間がかつたわけでございます。今後所要人員が確保される、また検査精度を上げるための施設が拡充されれば、大体二カ月くらいでできるのではなからうか、こう予定いたしております。

○角屋委員 これは橋崎君の方からもあるいは質問があつたかと思ひますが、試験研究所で行う試験研究の範囲、それから農事試験場あるいは地域の農業試験場等々で従来から行なつておる試験研究というものの総合調整といたしますか、あるいは相互の一貫した研究体制、そういうものについては当然お考えがあらうと思ひわけですが、これは今後機械化研究所ができて農業機械化等の一貫した試験研究等をやる場合と、国あるいは県が従来から行なつておる試験研究、さらにまたそれを拡充していく問題等も含めて、どういふふうにやられるのか、お考えを承つておきたいと思ひます。

○廣藤(誠)政府委員 まず運営面において申し上げますと、この研究所におきましては運営審議会を設けることになりまして、これには機械化関係の試

験研究と関連する人を学識経験者として当然入れて参りたい、従つて試験場関係の人も当然その中に入れます。試験研究の研究所における運営についての企画あるいはその他の諸問に就いてもらいたい、こういうつもりでおるわけでございます。これが第一点でございます。

第二点といたしましては、この機械化研究所の運営自身については、やはり試験研究の今後の農業機械化における試験分野を担当するわけでございますので、分野といたしましては、この研究所は開発改良ということに限定されまされども、農林省の機構といたしましては、ここに技術会議の事務局長もおいでになります。技術会議で全体的な総合調整をするということにいたしておるわけでございます。従つて今後この試験場あるいは県の試験場とこの特殊法人である農業機械化研究所の試験研究については、当然農林水産技術会議におきまして、十分横の連絡調整をはかつていく、こういうことによつて調整をはかつて参るというつもりでおるわけでございます。さらに研究を置く大体的場所といたしましては、鴻巣の試験場の付近に置くわけでございます。実質的には関東東山の農業試験場とは事実上非常に密接な連絡をはかつていくことにならうかと考えておるわけでございます。それから第三点といたしまして、今後これらの試験場が運営されてくる過程におきましては、当然研究所から試験場に委託研究をお願いするとか、あるいはまた試験場から研究所との連絡をはかつて、試験を共同でやるというよりなことも行なわれるであらうと思

われるわけでございます。これは民間における研究機関との関係も同様でございます。そういう運営方法を人的な面において、あるいは試験の委託、委託の関係において、緊密な連絡をはかつていくようなことをしていければどうであらうか、こういう考え方を持っておるわけでございます。

○角屋委員 これはこの前にも問題が出ておつたわけですが、パテント、特許権の問題であります。農業機械化研究所で行なう試験研究の結果、特許権的なものが出てくると思ひますが、これは国が特許権を持つという形に相なるのか、あるいは研究者自身が持つという形になるのか、またその場合に民間の農機具工場等から委託を受けて試験研究をやるという形の結果、特許権の問題が発生するという場合の取り扱い扱い、どういふふうな委託農機具工場との関係でしていくのか、この辺のところの考え方を一つ明確にお伺いしておきたいと思ひます。

○廣藤(誠)政府委員 この研究所におきまして、各種の特許を持つような場合におきましては、従来は農業試験場におきまして、特許権を持つてい

にまたこの特許権の実施にあたりましては、研究所としては当然広く公開すべき性質のものでございますので、この実施にあたりましては広く利用ができるようなことにはなつて参りたい、かように考えておるわけでございます。

○角屋委員 最後に、時間の関係もありますので、簡単に伺ひたいと思ひますが、さつきガソリン税の問題で大臣にお伺ひしたときに、今後とも検討を進めていくというお話でございましたが、これは政務次官、明年度あたりには何らかの形でこの問題が前進をするというふうな期待をいたしてよろしいわけでしょうか。

○中馬政府委員 これは今回の法律案を提案する際においても、大臣が関係方面とも相談いたして、ぜひともガソリン税の問題を機械化促進法にいうように使いたい、こういうことでありまして、そこまでの意見調整ができなかつたわけでございますけれども、来年度は、ぜひ一つ農林省の正式の省議として大蔵省方面とも相談をいたしたい、かように考えております。

○野原委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○野原委員長 これより本案を討論に付します。——討論の申し出もないようでありますので、直ちに採決に入り

ます。

漁業機械化促進法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立議員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

○野原委員長 この際、橋崎弥之助君外二名より、本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。趣旨弁明を許します。橋崎弥之助君。

○橋崎委員 私は、自民、社会、民社、三党を代表いたしまして、ただいま採決されました農業機械化促進法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付するの動議を提出いたします。まず、附帯決議の案文を朗読いたします。

農業機械化促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、農業機械化促進対策および本法の運用に当り、次のとおり措置すべきである。

一、わが国農業における農機具に対する過剰投資的な傾向を是正し、機械化の効率を十分に発揮できるよう適切な指導を行なうこと。

二、農機具に関する試験研究については、農林省の試験研究機関と農業機械化研究所が相互に重複競争することのないよう十分な総合調整をはかることとともに研究所職員身分の安定、年金等の通算についていかなる措置をとること。

三、農業近代化資金等農機具取得に関する融資制度を拡充強化すること。

四、農業機械化審議会について、その構成に検討を加えるとともに、主として農機具検査に関する問題のみについて審議されてきた従来

の運営方法を改め、今後はわが国農業機械化を促進する上における基本問題と総合対策についても十分調査審議すること。

五、農業機械化関係の農業改良普及員の増員と研修による資質の向上をはかること。

六、研究所の経理については、昭和四十年以降においてもその運営に支障のないよう十分な予算措置を講ずること。

右決議する。

以上が附帯決議の案文であります。

その理由につきましては、すでに本委員会における審議を通じ十分に明らかになっておりますのでこれを省略し、直ちに審議、御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○野原委員長 採決いたします。

梶崎君の動議の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

この際、政府の所見を求めます。中馬農林政務次官。

○中馬政府委員 ただいまの御決議につきましては、六項目とも、いずれも当然農林省としても検討して実現すべき問題であると思っておりますので、今後真剣に検討を加えて御趣旨の線に沿うように努力をいたしたいと考えております。

○野原委員長 なお、本案議決に伴う委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。次会は明十一日午前十時開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

〔参照〕

農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕